

○回避可能費用単価等を定める告示

(平成二十四年六月十八日経済産業省告示第四百四十四号)

最終改正 平成二十八年五月三十一日経済産業省告示第七十号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百六十二号)第二条第一項並びに附則第二項第二号及び第三号並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第十六条及び第十八条第三項の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示を次のように定め、平成二十四年七月一日から適用する。

(賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数)

第一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令(以下「令」という。

第二条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均である○・七に八を乗じて得た五・六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である○・四で除して得た十四とする。

(警戒区域に準ずる区域又は地点)

第二条 令附則第二項第二号の規定に基づき平成二十三年四月二十二日において設定された警戒区域に準ずるものとして経済産業大臣が定める区域又は地点は、次に掲げる区域又は地点とする。

一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（第三号において「事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域

二 平成二十三年四月二十二日において原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が福島県知事、浪江町長、川内村長、楡葉町長、南相馬市長、田村市長、葛尾村長、広野町長、いわき市長、飯舘村長及び川俣町長に対して行った住民に対し常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことの指示の対象区域

三 特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が事故発生後一年間当たりの放射線量が二十ミリシー

ベルトを超えると推定される地点として特定した地点をいう。）

（警戒区域等に所在する事務所等において使用する電気につき電気事業者と契約を締結していた者に準ずる者）

第三条 令附則第二項第三号の規定に基づき警戒区域等に所在する事務所等において使用する電気につきその供給を受ける契約を電気事業者と締結していた者に準ずる者として経済産業大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

一 契約締結者（令附則第二項第二号の警戒区域等が設定された日において当該警戒区域等に所在する同項第一号に規定する事務所等（第四号において「警戒区域等内事務所等」という。）において使用する電気につきその供給を受ける契約を電気事業者と締結していた者をいう。以下この条において同じ。）が個人である場合において警戒区域等が設定された日において当該契約締結者と同居していたその者の三親等内の親族（次号及び第三号に掲げる者を除く。）

二 契約締結者が個人である場合において当該契約締結者と同居するその者の三親等内の親族

三 契約締結者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があ

つたときにおけるその者の相続人

四 契約締結者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により警戒区域等内事務所等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

（回避可能費用単価）

第四条 平成二十六年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「法」という。）第六条第一項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号。以下この条において「改正規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる改正規則による改正前の電気事業者による再生可

北陸電力株式会社	一キロワット時当たり四・四六円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり九・二七円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり六・四八円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり五・九四円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり六・六〇円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり八・一九円

二 旧法第二条第一項に規定する特定電気事業者（次項第二号において「旧特定電気事業者」という。）

、旧法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者（次項第二号において「旧特定規模電気事業者」という。）及び小売電気事業者 次のイに掲げる額をロに掲げる額により増額又は減額したもの

イ 一キロワット時当たり八・七七円

ロ 各旧一般電気事業者がみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った各月の額を次の表の割合により加重平均した額

北海道電力株式会社	四%
-----------	----

東北電力株式会社		九%
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社		三十一%
中部電力株式会社		十五%
北陸電力株式会社		三%
関西電力株式会社		十七%
中国電力株式会社		七%
四国電力株式会社		三%
九州電力株式会社		十%
沖縄電力株式会社		一%

2 平成二十六年四月一日以後に認定を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電

気に係る交付金の額の算定に係る回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧一般電気事業者 次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし
 小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり一一・三五円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり九・三八円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一一・八〇円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一一・九五円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり七・一三円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり一一・三〇円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり八・二九円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり八・八三円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり九・五四円

二 旧特定電気事業者、旧特定規模電気事業者及び小売電気事業者 次のイに掲げる額をロに掲げる額により増額又は減額したもの

イ 一キロワット時当たり一〇・七八円

ロ 各旧一般電気事業者がみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った各月の額を次の表の割合により加重平均した額

(特定契約電気事業者がインバランス料金を追加的に負担する費用)

第五条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第十五条第二号に規定する経済産業大臣が定める額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる電気の量を乗じて得た額（その額が零を下回る場合には、零）とする。

一 変動性発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備をいう。以下この条において同じ。）及び非変動性発電設備（水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備をいう。以下この条において同じ。）

）ごとにイに掲げる額にロに掲げる値を乗じて得た額（以下「インバランスリスク単価」という。）

イ 当該認定発電設備に係るインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令二十二号）第一条第二項第二号に規定するインバランス料金をいう。）から施行規則第十六条第一項に定める回避可能費用単価を控除した額

ロ 全国の一般送配電事業者が発電用の電気工作物（特定契約に基づき調達した変動性発電設備又は非変動性発電設備に限る。）を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ当該一般送配電事業者に申し出た電気の量との三十分を単位とした差の量の合計を当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量で除して得た値

二 当該電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の量

2 前項の規定にかかわらず、特定契約に基づき平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで調達した電気に係るインバランスリスク単価は、変動性発電設備にあつては十六銭、非変動性発電設備にあつては一銭とする。

（定額制供給の電気の量の算定方法）

第六条 施行規則第十八条第三項に規定する定額制供給の電気の量は、次の表の上欄に掲げる定額制供給に係る契約の種別ごとに、同表の下欄に掲げる計算式により算定するものとする。

定額電灯（電灯）	契約キロワット×三百八十八・四時間
定額電灯（小型機器）	契約個数×二十キロワット時
公衆街路灯	契約キロワット×三百八十八・四時間
農事用電灯	契約キロワット×三百八十八・四時間
臨時電灯	契約灯個数×四十キロワット時
農事用電力（脱穀調整）	契約キロワット×百時間
農事用電力（育苗栽培）	契約キロワット×三百六十時間
臨時電力	契約キロワット×二百時間
深夜電力	契約キロワット×二百時間

（注）定額電灯（小型機器）及び臨時電灯にあつては、それぞれ下欄に掲げる計算式に代えて、電気の需要設備の電力の需要に応じ、「契約キロワット×下欄に掲げる計算式を勘案して算定される当該需要設備

の平均的な使用時間」を用いることができる。

附 則（平成二十四年八月三十一日経済産業省告示第百九十四号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十四年九月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二十九日経済産業省告示第八十二号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年四月三十日経済産業省告示第百二十五号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年五月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年六月二十八日経済産業省告示第百六十三号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年七月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年八月三十日経済産業省告示第百九十三号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年九月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三十一日経済産業省告示第百六十六号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年四月三十日経済産業省告示第九十三号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年五月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年六月三十日経済産業省告示第四百四十二号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十月三十一日経済産業省告示第二百十七号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年十一月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月三十一日経済産業省告示第四十七号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十七年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再

生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年五月二十九日経済産業省告示第二百二十四号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十七年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十日経済産業省告示第七七号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年五月三十一日経済産業省告示第七十号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達し

た再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。